

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成29年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,277事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から262事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係548人（行政職に相当する調査実人員492人）、初任給関係以外の調査職種11,327人（行政職に相当する調査実人員10,017人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、92,017人であり、行政職に相当するものは、67,929人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		223 事業所	93 事業所	88 事業所	42 事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業		1	0	1	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業		9	5	3	1
製 造 業		130	55	49	26
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業		25	13	11	1
卸 売 業 ， 小 売 業		12	4	7	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		5	1	3	1
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		41	15	14	12

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所，調査不能の事業所が37所あった。
- 2 調査対象事業所262所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた260所に占める調査完了事業所223所の割合（調査完了率）は，85.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別, 学歴別, 企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	197,661 円	199,629 円	196,481 円	191,930 円
	短 大 卒	172,054	181,766	167,063	X
	高 校 卒	162,864	162,997	163,649	158,025
新卒事務員	大 学 卒	194,490	198,759	191,393	183,427
	短 大 卒	167,053	177,901	163,225	—
	高 校 卒	161,796	165,003	160,660	153,500
新卒技術者	大 学 卒	201,908	200,791	203,797	200,433
	短 大 卒	178,012	184,382	174,330	X
	高 校 卒	163,856	161,809	168,479	162,550

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にも支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 行政職給料表適用者の初任給と民間初任給の比較

試 験 区 分	初 任 給 月 額	民 間 初 任 給 と の 差	(参 考) 民 間 初 任 給
大 学 卒 業 程 度	195,888 円	△ 1,773 円 (△ 0.9%)	197,661 円
短 大 卒 業 程 度	174,582	2,528 (1.5%)	172,054
高 校 卒 業 程 度	159,530	△ 3,334 (△ 2.1%)	162,864

- (注) 1 行政職給料表適用者の初任給月額、初任給基準となる級号給の給料月額に県内地域を支給区分とした地域手当額を加算したもの。
- 2 民間初任給は、大学卒業程度については大学卒の新卒事務員・技術者を、短大卒業程度については短大卒の新卒事務員・技術者を、高校卒業程度については高校卒の新卒事務員・技術者を、それぞれ対応させている。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	12 ^人	49.7 ^歳	723,943 ^円	13,355 ^円	710,588 ^円
	工 場 長	30	53.6	725,163	9,071	716,092
	事 務 部 長	214	53.3	653,454	2,160	651,294
	技 術 部 長	347	53.5	737,472	2,106	735,366
	事 務 部 次 長	57	49.6	515,370	1,926	513,444
	技 術 部 次 長	88	52.4	585,317	4,078	581,239
	事 務 課 長	534	49.3	537,927	5,435	532,492
	技 術 課 長	930	49.8	615,517	6,149	609,368
	事 務 課 長 代 理	183	47.9	502,657	53,739	448,918
	技 術 課 長 代 理	231	47.3	495,919	53,237	442,682
	事 務 係 長	729	45.1	432,718	63,263	369,455
	技 術 係 長	1,004	45.1	482,353	98,672	383,681
	事 務 主 任	449	41.6	377,363	54,622	322,741
	技 術 主 任	711	43.8	501,773	99,292	402,481
	事 務 係 員	2,280	37.2	311,001	41,670	269,331
技 術 係 員	2,218	36.7	368,701	68,811	299,890	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
 (以下本表2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表2 企業規模500人以上，本表3 企業規模100人以上500人未満及び本表4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち，課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において，職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	49.6	743,982	15,646	728,336
	工 場 長	25	53.6	739,134	31	739,103
	事 務 部 長	135	53.7	711,017	1,758	709,259
	技 術 部 長	304	53.4	751,571	1,936	749,635
	事 務 部 次 長	33	50.9	544,965	1,853	543,112
	技 術 部 次 長	73	52.7	588,093	224	587,869
	事 務 課 長	335	50.2	582,313	3,955	578,358
	技 術 課 長	757	49.9	632,594	5,125	627,469
	事 務 課 長 代 理	153	47.8	514,703	61,712	452,991
	技 術 課 長 代 理	176	46.8	509,959	59,225	450,734
	事 務 係 長	478	45.2	458,991	71,480	387,511
	技 術 係 長	794	44.9	489,692	101,965	387,727
	事 務 主 任	269	41.8	403,921	61,430	342,491
	技 術 主 任	523	43.8	523,732	106,415	417,317
	事 務 係 員	1,235	37.3	327,012	46,324	280,688
	技 術 係 員	1,585	36.9	378,492	71,356	307,136

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 9 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級, 4 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 1	歳 X	円 X	円 X	円 X
	工 場 長	5	53.7	650,927	57,101	593,826
	事 務 部 長	65	52.1	561,825	96	561,729
	技 術 部 長	33	55.0	628,124	4,739	623,385
	事 務 部 次 長	24	48.1	481,190	2,011	479,179
	技 術 部 次 長	13	49.9	591,287	26,495	564,792
	事 務 課 長	173	47.5	461,771	8,768	453,003
	技 術 課 長	138	49.4	493,382	14,493	478,889
	事 務 課 長 代 理	26	48.4	446,768	13,896	432,872
	技 術 課 長 代 理	48	48.5	448,604	31,697	416,907
	事 務 係 長	204	44.8	380,062	44,834	335,228
	技 術 係 長	173	47.3	438,631	78,493	360,138
	事 務 主 任	123	41.2	338,241	43,823	294,418
	技 術 主 任	153	43.5	397,074	61,521	335,553
	事 務 係 員	844	37.0	292,522	36,362	256,160
	技 術 係 員	530	35.9	332,486	59,592	272,894

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	X	X	X	X
	工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	14	54.8	499,977	17,380	482,597
	技 術 部 長	10	52.9	500,371	0	500,371
	事 務 部 次 長	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	2	58	429,930	180	429,750
	事 務 課 長	26	49.0	446,357	2,334	444,023
	技 術 課 長	35	48.2	420,034	13,273	406,761
	事 務 課 長 代 理	4	46.5	389,514	0	389,514
	技 術 課 長 代 理	7	52.5	401,574	23,374	378,200
	事 務 係 長	47	44.6	361,767	51,105	310,662
	技 術 係 長	37	46.4	378,467	55,121	323,346
	事 務 主 任	57	41.4	314,467	40,424	274,043
	技 術 主 任	35	42.5	364,309	75,146	289,163
	事 務 係 員	201	37.8	257,471	25,749	231,722
技 術 係 員	103	35.7	275,895	43,225	232,670	

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	4人	54.9歳	833,337円	0円	833,337円
	研究部（課）長	94	53.1	702,904	814	702,090
	研究室（係）長	39	44.6	524,147	91,718	432,429
	主任 研 究 員	143	45.6	580,958	22,112	558,846
	研 究 員	108	32.5	345,033	49,856	295,177
	研 究 補 助 員	40	31.8	313,801	44,709	269,092
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	12	59.7	1,638,869	100,444	1,538,425
	医 科 長	38	52.5	1,498,353	122,696	1,375,657
	医 師	54	41.4	1,111,369	57,955	1,053,414
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	5	52.5	514,707	2,820	511,887
	薬 剤 師	33	38.8	382,459	48,098	334,361
	診療放射線技師	44	37.9	395,483	41,354	354,129
	臨床検査技師	47	40.8	340,487	24,496	315,991
	栄 養 士	18	39.8	311,131	17,825	293,306
	理学療法士	82	33.6	304,579	14,779	289,800
	作業療法士	42	30.0	274,343	15,655	258,688
	総 看 護 師 長	8	58.4	536,102	804	535,298
	看 護 師 長	69	48.2	440,326	43,422	396,904
	看 護 師	195	39.0	360,281	46,450	313,831
准 看 護 師	91	46.4	300,094	33,003	267,091	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	4	55.3	694,003	0	694,003
	大 学 教 授	17	57.3	652,626	25,774	626,852
	大 学 准 教 授	16	48.8	526,750	30,460	496,290
	大 学 講 師	11	38.6	438,048	20,261	417,787
	大 学 助 教	1	X	X	X	X
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	7	56.8	644,153	0	644,153
	高等学校教諭	76	41.3	482,453	0	482,453

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	3 ^人	62.2 ^歳	621,903 ^円	0 ^円	621,903 ^円
	60歳男性	2	—	779,830	0	779,830
	事務・技術部長	34	62.4	425,226	1,272	423,954
	60歳男性	8	—	435,830	0	435,830
	事務・技術部次長	18	62.8	390,791	6,556	384,235
	60歳男性	6	—	428,946	17,500	411,446
	事務・技術課長	17	62.3	409,316	3,084	406,232
	60歳男性	6	—	403,330	40	403,290
	事務・技術課長代理	10	62.7	305,066	0	305,066
	60歳男性	1	—	X	X	X
	事務・技術係長	33	61.5	276,654	14,996	261,658
	60歳男性	14	—	297,623	3,191	294,432
	事務・技術主任	15	62.3	306,473	8,514	297,959
	60歳男性	5	—	345,871	4,323	341,548
	事務・技術係員	383	62.4	262,755	21,893	240,862
	60歳男性	59	—	271,548	29,451	242,097

備

考

その1の1企業規模計の備考欄参照

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目 企業規模	定期昇給 制度あり				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	% 94.8	% 41.7	% 76.7	% 47.9	% 5.2
	500人以上	97.5	34.7	84.5	54.9	2.5
	100人以上 500人未満	91.9	51.2	64.8	45.3	8.1
	50人以上 100人未満	95.1	39.5	81.7	36.9	4.9
課長級	規 模 計	84.1	38.7	76.3	46.4	15.9
	500人以上	80.0	30.0	87.6	54.0	20.0
	100人以上 500人未満	95.5	50.7	60.8	43.9	14.5
	50人以上 100人未満	90.1	33.3	83.4	36.0	9.9

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある				
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
86.0%	(96.4%)	[11.2%]	[14.5%]	[74.3%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,902円
配偶者と子1人	18,666円
配偶者と子2人	23,882円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、平成29年度の扶養手当の支給月額は、配偶者については10,000円、子については1人につき8,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	64.8%
支給しない	35.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	20,000円以上21,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	54.6%	45.4%	51.6%	48.4%	51.4%	48.6%
500人以上	48.4	51.6	40.5	59.5	39.8	60.2
100人以上 500人未満	59.4	40.6	59.9	40.1	61.6	38.4
50人以上 100人未満	58.1	41.9	57.3	42.7	55.6	44.4

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	13.0%	13.0%	11.0%	11.0%
30%	38.7	51.7	20.8	31.8
29%	—	51.7	—	31.8
28%	—	51.7	—	31.8
27%	0.4	52.1	0.8	32.6
26%	4.8	56.9	4.3	36.9
25%	43.1	100.0	63.1	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。